

オーストラリア家族法 (1)

リサ・ヤング

(マードック大学ロースクール准教授)

訳・監修 小川富之 (近畿大学法学部教授)

目次

- 一 はじめに
- 二 婚姻
 - 1 意義
 - 2 婚姻の無効原因
 - (1) 重婚
 - (2) 近親婚の禁止
 - (3) 婚姻の儀式
 - (4) 婚姻意思
 - (5) 婚姻適齢
 - (6) 同性婚
- 三 離婚
 - 1 意義
 - 2 離婚の要件
 - 破綻主義離婚
 - 法廷別居制度
 - 二年以内の離婚
 - 未成年の子を持つ夫婦の離婚
- 三 (以上本号)
- 四 親子
 - 1 意義
 - 2 親子関係の成立
 - (1) 親子関係の推定
 - (2) 生殖補助医療と親子
 - (3) DNA鑑定
 - 3 子どもの監護
 - (1) 子どもの権利条約
 - (2) 監護の内容
 - (3) 離婚とこの監護
 - (4) 家庭内暴力
 - (5) 子どもの移住
 - (6) 子どもの養育費
- 五 相続
 - 1 意義
 - 2 法定相続
 - 3 遺言相続
 - (1) 遺言能力
 - (2) 遺言要件
 - (3) 遺言の効力
- 六 おわりに

一 はじめに (INTRODUCTION)

オーストラリア家族法の法源は多岐にわたっている。これは、オーストラリアが連邦国家であることから、その管轄権が複雑であるという理由のみによるものではない。もちろん、連邦制を採用していることで、立法権が連邦政府と州政府に分かれていることは事実である。連邦政府の立法権の及ぶ範囲については、オーストラリア憲法に列挙されており、その範囲内の制限的なものとされている。ただし、本来は州政府の有する立法権の範囲であっても、州政府から連邦政府にその権限を委ねることが認められている。憲法では、家族法の主要な二つの領域に関する連邦立法権限に関して次のように規定している。

オーストラリア憲法第五一条 連邦議会の立法権の及ぶ範囲は……次のとおりである。

(中略)

第二一頂 婚姻

第二二頂 離婚および婚姻事件：これらに関連して、子どもの親権、監護権および後見。

(以下略)

(しかしながら)連邦政府は、一九五九年まで、家族法に関しては何らの立法も行ってこなかった。(オーストラリア憲法上)連邦法が存在しない領域については、州政府が独自に法律

を制定することが認められている。したがって、一九五九年までは、「家族法」に関する紛争は各州の最高裁判所が審理することとなり、州によって事件が異なつた扱いを受けるという事態が生じていた。一九五九年に、それまで州によって区々であった離婚原因を統合する「連邦婚姻事件法 (The Matrimonial Causes Act 1959 (Cth))」以下「婚姻事件法」といふ¹⁾が制定され、オーストラリアにおける初めての統一法が連邦法という形で制定されることとなった。これに続いて、一九六一年には、「連邦婚姻法 (The Marriage Act 1961 (Cth))」が制定された。この法律は、その名の示すとおり、各州の婚姻法を統合するものである。一九七五年には、「連邦家族法 (現行法) (The Family Law Act 1975 (Cth))」が制定され、(それまでの)「婚姻事件法」は廃止され、(従来の離婚原因が見直され)離婚法は抜本的に再編されることとなった。この「連邦家族法」では、子ども、扶養および離婚財産分与その他の規定の整備も行われた。また、この「連邦家族法」の制定の重要な成果として、家事に関する全ての事件を専門に扱う「オーストラリア連邦家庭裁判所」の創設をあげることができる。また、一九八〇年代になって、連邦議会によって子どもの養育費に関する立法【注1】が行われたことも注目される。

このように連邦による立法が行われてきたが、オーストラリア全土で家族法を真の意味で統一するには、更なる努力が必要とされた。オーストラリア憲法では、連邦議会の立法権

(つづく)